

遠賀町農業委員会通信

第 18 号
令和 4 年 4 月 20 日発行
＜発行責任者＞
遠賀町農業委員会
会長 三原 高志

令和4年度は農業の転換期となるか

国の農業施策が大きく変わる。

国会において様々な農業分野の改正法案が出されています。すでに可決されたものや審議中のもものもありませんが、いくつか皆さんにご紹介いたします。

「みどりの食料システム戦略」

みどりの食料システム戦略とは、農水省が2050年までに農林業の目指す姿を示したもので、温室効果ガス削減や、環境保全農業、食品ロス削減など目標が謳われています。この戦略に基づき、有機農業の推進に対する支援制度が構築されています。遠賀町では有機農業を行う農家は少ない状況ですが、今後、こういった分野への転換が求められるかもしれません。

人・農地プラン

新たな形で法定化へ

令和3年度までに、それぞれの地区において、皆さんの話し合いで、人・農地プランの実質化を行ってきまし

た。ところが、このほど人・農地プランをさらに発展させた「地域計画」の作成が法律に明記される見込みとなりました。「地域計画」では、農地一筆ごとに5～10年後、誰が耕作するのかを決めなくてはなりません。この地域計画は令和6年度までに作成しなければなりません。詳細は、国よりまだ知らされておられません。情報収集を行い、順次皆さんにお知らせをいたします。実際の計画作成については、各生産組合、農業委員会、役場が協力して、再び話し合いの場を設定させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

農地取得の下限廃止

多様な就農の促進を目的に農地法改正

農地法では、農地を取得する際の要件に、50a以上耕作していなければならないという下限面積要件がありました。幅広い人材の就農を促すため、今回の改正でこの下限面積が撤廃されます。面積以外の要件は残りますので、農業委員会としては、引き続き、適正な権利移動となるようにチェックを行います。

経営所得安定対策事業の

交付対象水田の見直し

経営所得安定対策事業とは、農家の経営の安定化や食料自給率の維持向上を図るために、各種支援等を行う制度です。その中に、令和4年度より交付対象となる水田が一部見直されます。

主な見直し内容

○今後5年間に一度も水張りが行われていない農地は、令和9年度以降交付対象水田とならない。

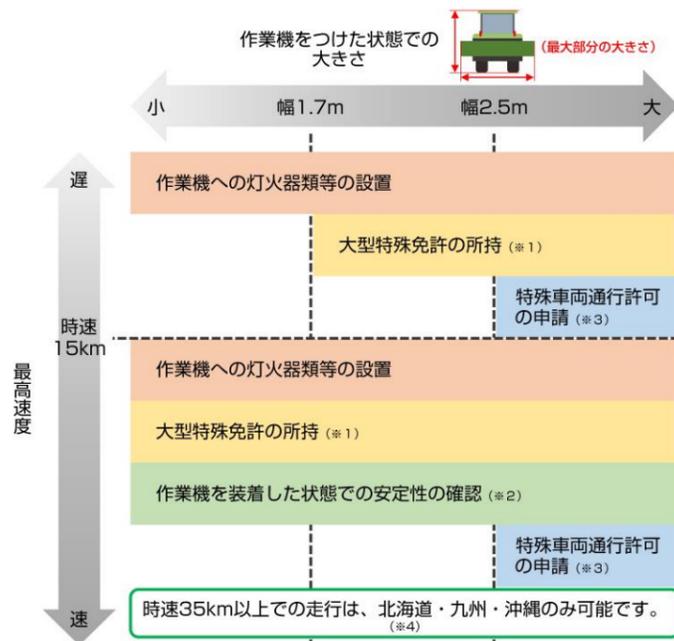
※水張りとは、水稻（主食用水稻、加工用米等）の作付けを行うことです。

この見直しで、令和4年から令和8年に一度も水稻を作付けしない農地で、麦や大豆、その他の戦略作物を作付けしたとしても、交付金が支給されなくなります。

見直しの趣旨としては、水稻と転換作物とのブロックローテーションを促し、固定化しているものは畑地化へ誘導することです。しかし、営農形態は各地域で様々ですので、納得できない部分があります。農水省によると、具体的な現場の課題がある場合はその検証を行うとのことですので、農業委員会としては、行政と連携して課題を検証し、農家の皆さんの不利益とならないように働きかけを行いたいと考えております。

道路を走るときはルールを確認しましょう！

農水省の調査データによると、近年30人前後の方々が農作業事故により亡くなっています。その中の死亡事故要因の第一位は、トラクター乗車中の事故です。事故を防ぐためにも法令上のルールをきちんと守ることが必要です。



右記のルールは一例です。詳しいルールは、農林水産省や日本農業機械工業会のホームページにてご確認ください。

農地を未来へつなぐために

現在、上別府の尾倉地区と別府の千代丸地区において、農地の基盤整備事業が計画されています。両地区併せて、農地面積が約15haありますが、農地の条件が悪く、農家の減少や高齢化により、年々耕作が難しくなっています。将来に優良な農地を残すべく、地元からの要望により、計画がスタートしました。

この基盤整備事業は、農地中間管理事業を活用したもので、農地のほとんどを担い手へ預けることが条件となっています。地元や関係機関とで協議が進められています。事業には地権者の同意はもちろん、様々な条件をクリアしていくことが必要になります。

将来へ優良な農地を残し、営農が継続できるように農業委員会としても支援を行いたいと思います。

新規就農者よくよく誕生

令和3年度は3戸の新規就農者が誕生しました。

いちご栽培を始めた夫婦や、実家の農業を継ぐために戻ってこられた女性や、まったくの新規で農業を始めた方など、年齢も状況もまったく違う形でそれぞれが農業をスタートさせました。機会があれば、取材をして、この農業委員会通信にて、皆さんに紹介していきたいと思えます。

相続登記の申請が義務化されます

義務化されます

令和3年の民法及び不動産登記法の改正により、不動産に関するルールが大きく変わります。

全国のうち所有者不明土地が占める割合は九州と同じくらいの規模といわれています。その所有者不明土地の発生を予防するため、令和6年4月1日より相続登記申請が義務化されます。

①基本的なルール

相続（遺言も含む。）によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。

②遺産分割が成立した場合のルール

遺産分割が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記をしなければなりません。

①・②ともに、正当な理由がないのに義務に違反した場合は、10万円以下の過料の適用対象となります。

年数を重ねることで、相続登記は難しくなっていますので、まだ農地の相続登記が済んでない場合は、早めに法務局にて手続きをお願いいたします。

制度改正等の詳細は、法務省民事局までお問い合わせください。

Tel 03・3580・4111

農業者年金に

加入しませんか？

引退後の安心した生活のために、農家みんなどで助け合う農業者年金にあなたも加入しませんか？

農業者年金は、納めた保険料とその運用益を将来受給する年金の原資として積立していきます。この年金原資の額に応じて年金額が決まる「積立方式・確定拠出型」の終身年金です。原則65歳から生涯受け取ることが出来ます。

また、税制面で優遇措置もあります。詳しくは農業委員会事務局まで。

「収入保険」は

様々なリスクから

農業経営を守ります

収入保険は、すべての農産物を対象に、自然災害だけでなく、コロナ禍や盗難、けがや病気、価格低下などによる収入減少を幅広くカバーする保険です。

青色申告を行う農業者（法人含む）が加入できます。

詳しくは、福岡県農業共済組合の遠賀・中間出張所へご相談下さい。

Tel 093・293・0113

Premium Pure Oil
遠賀町産
プレミアムオイル
遠賀町産菜種 100%使用
一番搾り
ピュア菜種油

遠賀町で育った非遺伝子組換えの菜種「ななしきび」を直火焙煎し、添加物や化学薬品等を使用していない圧搾一番搾りのピュア菜種油。

昨年からは、これまでの270gサイズに加えて、テーブルオイルとして使える100gサイズを新たに製造しました。他には無い菜種の風味を炒め油やドレッシングとしてお楽しみください。

お求めは、役場産業振興課まで
○販売価格 270g 100円・100g 50円

広報おんがでは、遠賀町食生活改善推進会の菜種油を使ったレシピを公開しています。ぜひそちらもご覧ください。



農業相談を毎月実施しています！

就農、離農、農地の貸し借りや農地転用の手続き、あっせんなど農業委員がご相談にお応えします。ご相談のある方は、農業委員会事務局までお気軽にご連絡ください。

《編集》

《高崎洋介委員》 《米田かおる委員》